

今後の法人化スケジュール

- 法人設立後に認定農業者の申請と法人への利用権設定を行う必要があることから、来年1月を目途に設立を目指します。おおまかなスケジュールは以下のとおりです。

時 期	項 目	内 容
平成18年 10月～ 11月	法人設立の事前協議	法人化の目的について協議 参加者の合意形成 登記手続き等の専門家選定→ ガッテン事業の活用 一定条件下での経営試算 事業計画書（案）作成 定款（案）作成 等
平成18年 12月3日	発起人会の開催	発起人は組合員になろうとするもの全員 事業計画書の同意 定款の作成 農業委員会に農業生産法人の要件確認 役員を選任または候補の選定 必要印鑑の作成 等
	設立総会	定款の確認 役員を選任
平成19年 1月	出資・登記	出資払込完了後2週間以内に登記申請
	利用権の設定	組合員と法人間での利用権設定 組合員外委託者と法人間での利用権設定 農業委員会への届け出
	認定農業者	経営改善計画書の作成 新潟市への提出・認定
平成19年 2月	行政庁、官公署への 届け出	（農）は登記後2週間以内に新潟市に「設立届」 税務署、税務関係官公署にも設立の届け出 労働・社会保険関係機関にも速やかに
平成19年 4月～6月	経営安定対策加入	

役員（案）	
代 表	阿部 敬一
副組合長	鷺尾 紀夫
会 計	保苺 浩
栽 培	鷺尾 幸治
機械作業	鷺尾 清正
監 事	保苺 秀次